

鳥取県告示第88号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年2月17日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
宮本二郎	鳥取市福部町海士359-7	宮本医院	鳥取市福部町海士359-7	平成16年11月1日